江府町防災マニュアル

江府町防災会議

目 次

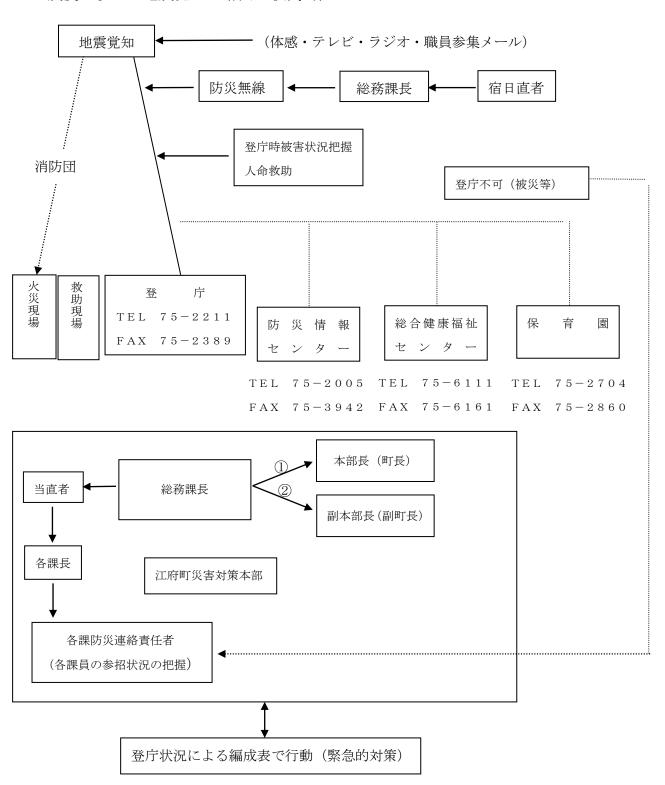
第3章 災害応急対策計画	1
第3節 配備及び動員計画	1
★震災時の配備動員マニュアル	1
第4節 通信情報計画	4
★震災時の通信情報・災害広報マニュアル	4
第7節 避難計画	37
★震災時の避難マニュアル	37
第10節 食糧供給計画	44
★震災時の食糧供給マニュアル	44
第16節 医療(助産)救護計画	52
★震災時の医療(助産)救護マニュアル	52
第19節 死体の捜索、処理及び埋葬計画	58
★震災時の死体の捜索、処理及び埋葬マニュアル	58
第21節 輸送計画	63
★ 震災時の輸送マニュアル	63
第25節 労務供給計画	71
★震災時の労務供給マニュアル	71
第27節 隣保互助、民間団体活用計画	74
★震災時の隣保互助・民間団体活用マニュアル	74
第31節 自衛隊災害派遣要請計画	77
★震災時の自衛隊災害派遣要請マニュアル	77
★産業建設課 災害行動マニュアル	83

第3章 災害応急対策計画

第3節 配備及び動員計画

★震災時の配備動員マニュアル

≪震度6以上の地震発生≫(休日・夜間時)

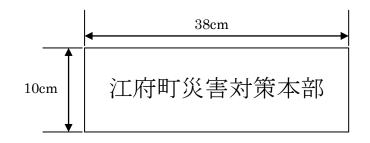


- 1.業務配備及び動員計画
- 2. 実施責任者 総務課長

[直ちに登庁できない場合の代行者、連絡先] 第2順位者 課長補佐以上

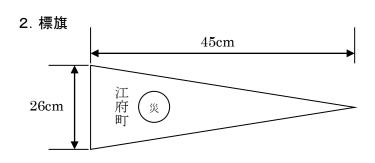
- ① 登庁し職員の招集を行う (消防団の招集も行う)
- ② 本部長、副本部長へ連絡
- ③ 招集による臨時本部会議
- ④ 庁状況による編成表で行動 (緊急時対策) (指示・報告) 災害広報計画 自衛隊災害派遣要請計画 ③食料、衣料生活必需物資供給計画 ②医療及び助産計画 ③障害物の除去 通信情報計画 輸送計画 労務保護計画 ③死体の捜索・処理及び埋葬計画 ①救出計画 ②隣保互助、 ①避難計画 ①給水計画 ②交通施設災害応急計画 ①文教対策計画(教育委員会) (町民生活課長) 民間団体活用計画 福祉保健課長 産業建設課長 住民課長

1. 腕章



(備考)

地色は白 、文字は黒とする。

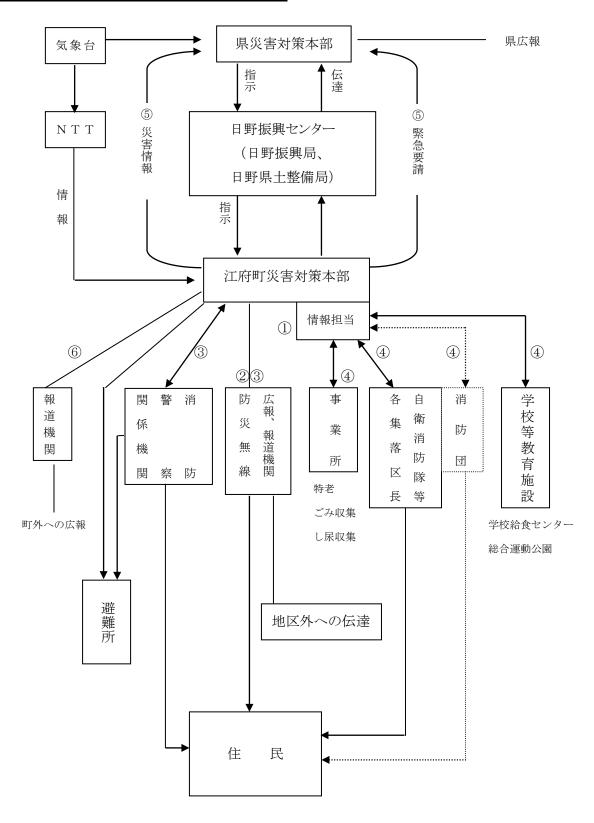


(備考)

地色は黄 、文字は黒とする。 (災) は直径 5 cm とする。

第4節 通信情報計画

★震災時の通信情報・災害広報マニュアル



- 1.業務 通信情報・災害広報計画
- 2. 実施責任者 総務課長

[直ちに登庁できない場合の代行者] 第2順位 課長補佐以上

- ① 総務課長は災害対策本部に付随した「情報担当」に総務課職員を充てる。
- ② 総務課長は総務課職員に命令、防災無線により各集落区長へ集落の被害状況の報告を依頼する。(報告は可能な手段とし、通信機器の使用が不可であれば状況調査員に伝達する)
- ③ 情報収集、避難場所の安全確認を行うため次の班を編成する。
 - 1班 江尾地区(新町筋、本五、本町筋)
 - 2班 一旦、新道、武庫、俣野
 - 3班 洲河崎、下安井、荒田、半ノ上、宮ノ前、久連、美女石、佐川、小江尾、大満
 - 4班 貝田、袋原、西成、吉原、大河原
 - 5班 宮市、宮市原、助沢、下蚊屋、笠良原、美用、御机、栗尾

区長と情報交換を行う

避難場所が危険な場合は直ちに区長と協議し再度避難 (避難場所、人数、必要な物資等を本部に連絡)

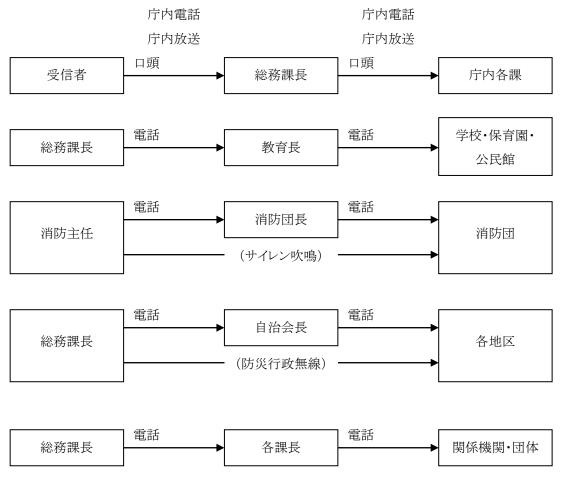
- ④ 情報担当は情報収集したものを総務課長に渡し、災害対策本部から実施部に指示を行う。
- ⑤必要に応じ総務課長は県災害対策本部へ連絡及び要請を行う
- ⑥報道機関の対応は総務課参事を対応に充てる

災害状況取りまとめ表

収集方法	TEL	無線	• 情	報収集員	発	信者 集落	受信者 ⇒
日			年	月	日	時	分

項目	被害状況
火災発生·延焼予防 (阻害要因)	
救出·応急救護·助産 (住民·弱者)	
建物・施設等 の崩壊・損傷	
道路等の交通施設の 状況	
ライフラインの状況	
水道	
電気	
ガス	
電話	
下水道	
避難場所の状況 どこに・誰が・名前	
その他気付いたこと	

1. 警報伝達先



※氏名については、別に定める。

2. 県及び関係機関への被害状況等の報告事項及び報告様式

 (江府町第
 報)

 速
 報

 中間報
 確定報

 年
 月
 日
 時分

 発信時刻
 月
 日
 時分

 発信者氏名

1 一般概況

- (1) 災害の原因
- (2) 災害の発生日時 月 日 時分
- (3) 災害発生場所又は地域
- (4) 災害に対しとられた措置

ア 災害対策本部の設置状況 月 日 時分設置

- イ 町のとった主な応急措置の状況
- ウ 応援要請又は職員派遣の状況
- エ 災害救助法適用の状況
- オ 避難の勧告、指示の状況
 - (ア) 開始 (廃止) 月 日 時分
 - (イ) 地区数
 - (ウ) 世帯数
 - (エ) 人員
 - (才) 避難場所
- カ 消防機関の活動状況
 - (ア) 出勤(撤収)日時
 - (イ) 出勤人員(消防職員 人、消防団員 人、計 人)
 - (ウ)主な活動内容(使用した機材を含む。)
- キ その他必要な事項

2 被害状況(総括)

(年月日現在)

人	死者			人	その	道路損壊	か所	
	行方	不明	月	人	の他	橋りょう損壊	か所	
	負	負 重傷 傷 軽傷		人		堤防欠壊	か所	
	傷	軽	傷	人		がけくずれ	か所	
住家	全壊			棟		なだれ	か所	
家				世帯		鉄道不通	か所	
				人		被害船舶	隻	
	半壊			棟		電話	回線	
				世帯		電気	戸	
				人		水道	戸	
	一部	破扎	Į	棟		ガス	戸	
				世帯		ブロック塀	か所	
				人	火災発生	建物	件	
	床上	浸フ	K	棟	発生	危険物	件	
				世帯		その他	件	
				人	津波	の有無		
	床下	浸7	k	棟	り災者	り災世帯数	世帯	
				世帯	者	り災者数	人	
				人	災害	対策本部の	県	
非住	家		公共建	棟	設置	状況	市町	
	物					村		
その他		棟	災害	救助法適用の有無	ŧ			
耕地	耕田流失·埋		失•埋没		消防	職団員の出動状	職員	
地		冠	水		況		団員	
	畑	流	失•埋没		自衛	隊の出動状況	隊員	
		冠	水				機材	

⁽注)この報告は、町管理のものだけでなく町地域内の災害すべてを記入すること。

3 被害状況(部門別)

(年月日現在)

	項目		単位	数量	金額	被害内訳	備考
建	建物関係(一	全壊(焼、流)	棟		千円		
物型		半壊(焼、流)	棟				
係(一部破損(焼、流)	棟				
一般		床上浸水	棟				
/1/		床下浸水	棟				
		小計	棟				
	非	全壊(焼、流)	棟				
	非住家	半壊(焼、流)	棟				
		小計	棟				
	合計		棟				
農	農	農地	ha				
農林関係	農業関係	農業用施設	か所				
係	係	農作物	ha				
		家畜等	頭				
		貯蔵品、加工品等	か所				
		共同利用施設等	か所				
		小計					
	林	林地	ha				
	林野関係	林野施設	か所				
	係	林産物	本(t)				
		小計					
	合計						
土	河川		か所				
木関係	砂防		か所				
係	道路		か所				
	橋りょ	ゔ	か所				
	都市	施設	か所				
	合計						

	項目	単位	数量	金額	被害内訳	備考
厚	社会福祉施設	か所				
厚生関係	児童福祉施設	か所				
係	衛生施設	か所				
	水道施設	か所				
	合計					
商	工業被害	か所				
工関係	建設業被害	か所				
係	鉱業被害	か所				
	商業被害	か所				
	その他の被害	か所				
	合計					
文	小、中学校	か所				
文教関係	保育所	か所				
	その他の施設	か所				
	合計					
総合	=					

⁽注)1この報告には国、県工事にかかる被害は含まない。

- 2建物関係については、そのうち公営住宅分を()で内書とする。
- 3建物関係以外のものについては、そのうち町単独工事分を()で内書とする。

〇記入要領

この計画における災害程度の認定基準は法令等に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

被害等の区分	基準
1. 人的被害	
(1)死者	当該被害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡した
	ことが確実な者とする。
(2)行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3)重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上
	の治療を要する見込みのものとする。
(4)軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満
	で治ゆできる見込みのものとする。
2. 住家被害	
(1)住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わ
	ない。
(2)全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、そ
	の住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、そ
	の住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
(3)半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部
	分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被
	害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
(4)一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。
	ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
(5)床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積
	により一時的に居住することができないものとする。
(6)床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3. 非住家被害	
(1)非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施
	設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
(2)公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
(3)その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
(4)非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
4. その他	
(1)田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
(2)田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
(3)畑の流失・埋没及	田の例に準じて取り扱うものとする。
び畑の冠水	
(4)文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び
	幼稚園における教育の用に供する施設とする。

被害等の区分	基準
(5)道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いた
	ものとする。
(6)橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
(7)河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他
	の河川又はそれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設
	若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
(8)港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい
	留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
(9)砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によっ
	て同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準
	用される天然の河岸とする。
(10)清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
(11)鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
(12)被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及
	び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害
	を受けたものとする。
(13)電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14)電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
(15)水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数と
	する。
(16)ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止
	となった時点における戸数とする。
(17)ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18)空港	空港整備法(昭和31年法律第80号)第5条に規定
	する施設
(19)り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった
	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊
	するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一
	家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(20)り災者	り災世帯の構成員とする。
5.被害金額等	
(1)公立文教施設	公立の文教施設とする。
(2)農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律
	第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用
	施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
(3)公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担
	の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、

被害等の区分	基準
	道路、港湾及び漁港とする。
(4)その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば
	庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(5)公共施設被害市	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受
町村	けた市町村とする。
(6)農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害と
	する。
(7)林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
(8)畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
(9)水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
(10)商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3. 町における被害状況等の報告事項及び報告様式

(1)一般被害状況調(速報・中間報・確定報)

(年 月 日現在) 人的被害 死者 人 行方不明 人 人 重傷者 負 人 軽傷者 計 人 棟 全かい (焼・流) 住家の被害 半かい (焼・流) 棟 一部破損 棟 床上浸水 棟 床下浸水 棟 全かい 世帯 世帯 世帯及び人員 (焼・流) 人員 人 半かい 世帯 世帯 (焼・流) 人員 人 一部破損 世帯 世帯 人員 人 床上浸水 世帯 世帯 人 人員 世帯 床下浸水 世帯 人員 人 棟 倉庫、土蔵、車庫、納屋等 非住家の被害 官公庁舎、病院等 棟

(2)市町村有財産被害状況調(速報・中間報・確定報)

(年月日現在)

区人 建物								_L 41h				7.04					
	区分								土地				その他				
		全半ーか部		È │ 半 │ — │ 浸水 │		浸水					_						
		全かい	かい	部損かい				流失	埋没	崩 か	そ の 他					計	
`				か	⊭	<u></u>				ĩ١	他						<u></u>
					床上	床下	計										合 計
		(焼 ・	焼	焼			н'										
		流	流	流													
+ /- =⊓. /																	
施設名	名 \																
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	m¹	m	m¹	m³						
	被害																
	金額	m^3	\mathbf{m}^3	m ³	\mathbf{m}^{3}	m^3	m^3										
	被害量	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					千円
		' '	' '	' '	1 3	' '	' '	1 3	' '	1,	' '	' '					' '
	被害																
	面積																
	山頂																
合 計	被害																
計	面積																
	被害																
	金額																
			1	1							1	1					

(3)小·中·高等学校被害状況調(速報·中間報·確定報)

県 立 学校等被害状況調 市町村立

(課)

平成 年 月 日 時現在

	$\overline{}$	学校等			ļ	県立						市町木	寸立				Lat			- .
区分	\			高校	د	その他		計	高村	中学校 交を含む	1	小学校	-	その他		計	教	育機関		計
	死	職員		人		人		人		人		人		人		人		人		人
	者	幼児 生徒児童																		
	1 1 J 🖂	職員																		
人身被害	行 方 者	幼児 生徒児童																		
被害	負傷	職員																		
	者	幼児 生徒児童																		
	合	職員																		
	計	幼児 生徒児童																		
	全壊	(焼、流)	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円	棟	千円
	半壊	(焼、流)																		
建	一部	損壊																		
物	浸	床上																		
	水	床下																		
	計																			
	流失		m²	m²		m²		m²		m²		m²		m²		m²		m²		
	埋没																			
土地	崩壊																			
	その作	也																		
	計																			
その)他							•				•		•						
	F額合																			
被害学校	音を受り 交等の	ナた 数		校		校		校		校		校		校		校		校		校

(4)社会福祉施設等の被害状況調(速報・中間報・確定報)

社会福祉施設等の被害状況調

(課)

平成 年 月 日 時現在

		種別		県			市町村			民間			合計		# *
区分			施設数	面積	被害額	備考									
		救護施設	か所	m [*]	千円										
	保護施設	医療保護施設													
	設	宿所提供施設													
社	精神	 薄弱者援護施設													
社会福祉施設		体障害者施設 更生援護施設													
設	老人福	老人ホーム													
	老人福祉施設	その他の施設													
	その・	他の社会福祉施設													
		小計													

19	

	教護院							
	精神薄弱児施設							
	盲ろうあ児童施設							
	肢体不自由施設							
児	養護施設							
児童福祉施設	助産施設							
設	乳児院							
	精神薄弱児通園施設							
	母子寮							
	保育所							
	へき地保育所							

	児童厚生施設							
	小計							
	病院							
衛生誌悦	保健所							
誌悦	診療所							
	小計							
	水道施設							
	清掃施設及び下水道 終末処理施設							
	母子健康センター							
	合計							

⁽注)被害額の算定方法は、復旧のための予想額を算定記入すること。また、町内に施設が無くても関連施設として記入すること。 応急措置の概要

商工関係被害状況調

(課)

平成 年 月 日 時現在

	項目				直接被	害							間	接被害				合計	
		建物		製品原	材料	その作	也	小計		生産減	及び	滞貸、出	荷減に	その他		小計			
		機械設	備等	費						売上げ	減	よる金和	負担						
業	重別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	食料品製造業																		
	木材、木製品																		
	製造業																		
	繊維製品																		
」 当	- 製造業																		
第	^美 鉄工、機械																		
	製造業																		
	その他製造業																		
	計																		
建	没業																		
鉱	*																		

商業										
	運輸通信業									
	 電気ガス業									
その他	サービス業									
	計									
	合計									

(6)農林水産関係被害状況調(速報・中間報・確定報)

農林水産関係被害状況調

(課)

平成 年 月 日 時現在

		区分			被害状	況		ı	⊠分			被害状法	兄
		区刀		件数	面積	被害額		l ²	<u> </u>		件数	面積	被害額
		田	流失			千円		家	家畜				千円
			埋没					家畜等	畜産	物			
		畑	流失						蚕				
	農地		埋没						その	也			
		その	流失						計				
		他	埋没					貯蔵品	品、加	工品等			
		計							共	畜産			
		頭首:	I						共同利用施設	蚕糸			
		水路							用 施	園芸			
		道路							設	その他			
	農業	橋梁								小計			
	農業用施設	ため洲 堤防	也						非	畜産			
	設	堤防					農業関係		非共同利用施設	蚕糸			
#	1	揚水	幾				関係		利 用	園芸			
農業関係	1	農地	保全施設					施	施設	その他			
関 係		計						施設関係		小計			
		水陸	稲					係	牧草	地			
	農作	麦類							牧野	施設			
	農作物関係	野菜							果樹.	、桑樹、			
	係								茶樹				
		果樹							公	県施設			
		工芸	作物						公共施設	市町村			
		茶							設	施設			
	農作物関係	繭(桑)							小計			
		飼料	作物						計				
		その	也					合計					
	係	計					++		崩壊	地			
							野野	林地					
							林野関係	地	地す	べり地			

		ロハ ロハ		被害状	況		ı	元八		被害状況	7
		区分	件数	面積	被害額		Ľ	⊠分	件数	面積	被害額
	林地	計						林産物			
		治山施設				林	林産物	種苗			
林野関係		林道				林野関係	物	林産物間接			
関係	施設					係		被害			
	設	林産施設						計			
		苗畑施設						合計			
		計				総計					·

(7)土木関係被害状況調(速報・中間報・確定報)

(平成 年 月 日現在)

区分		被害状況		被害のう	うち補助対象と	なるもの
	か所	数量	金額	か所	数量	金額
河川						
砂防						
道路						
橋梁						
小計						
公営住宅						
都市施設						
空港施設						
合計						

(8)企業関係被害状況調(速報・中間報・確定報)

(平成 年 月 日現在)

		区分		数量	被害金額
		全かい(焼、流)	棟	千円
		半かい(焼、流)		
	建物	一部破損			
		浸水	床上		
水道事業		泛小	床下		
事業	水道				
	貯水池				
	機械装制	置			
	その他				
	計				
		全かい(焼、流)		
		半かい(焼、流)		
	建物	一部破損			
病院事業		浸水	床上		
		泛小	床下		
	機械装制	置			
	その他				
	計				

(9)直接即報基準に基づく消防庁への報告

	100 mm 10				(4)				2.0	
1 号様式(火)	災)			B .			第	Jan 15		報
				報告日	時	年	月	日	時	分
		¥		都道东	f 県	1,		• 444.444	M	
*		*		市 町	村	, ,		#		
*	消防庁受信者氏名		٠	報告者		A.	-			3
※ 爆発を除ぐ				. TK 11 11	, H.					
火 災 種 別	1 建物 2 林野 3	車両 4	船舶	5 航2	2機	6 その	他	1	,	
出火場所									* 1	
出 火 日 時 (覚知日時)	月日時(月日時	分)	(鎮田鎮 火	E日時) 日時	(月月	日日	時時	分)	
火元の業態・ 用 途			事 業 (代表	所 名 者氏名)				. 1		
出火箇所			出火	原因					* *	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 負傷者 重 症	, ,	死者の理)生じた 由						÷ .
	負傷者 重 症 中等症 軽 症	Ć.		(4						t.
建物の概要	構造階層	(A)	建築面延べ面		,,					÷
焼 損 程 度	全焼棟棟 焼損・半焼棟棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	† 棟	- 1	面積	建物建物	が焼損床面が焼損表面が 焼損表面が 野焼損面	積積		1	m² m² a
り災世帯数			気 象	状 況	•			.:		140
消防活動状況	消防本部(署) 消 防 団 そ の 他	台台	,	人		50.	:			6
救急・救助活動 状況				ă.		4 734			***	
災害対策本部等 の 設置 状況						21.				
その他参考事項	Į	· ·						, .		1

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足 りること。)

第3号様式	(救急・	救助事故)
-------	------	-------

第

日

月

報

時

	消防厅受信者氏名		*********
		報告者名	
発 生 場 所		2.00	
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	党 知 方 法	
事故の概要		4	
	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人(人)
死傷者等	計人	✓ 重 症 ✓ 中等症 軽 症	人(人) 人(人) 人(人)
2.5	不明 人	15E XII.	X(,)(
教助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
教急・教助活動 の 状 況			
		* * *	
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項		2	

報告日時

都道府県

分

⁽注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足 りること。)

± 4.5	号様式(その	1)															
	〔災害概》	£."						٠			報告日時		年	月	B	時	分
	【火音帆》	[以北京]					*				都道府県						
				消!	方庁を	受信者氏名	名			_	市町村(前版本部名)						
						. 4					-						
災害	名			(第		報)			٠		報告者名						
	発生場所										発生日時	*	月	B	時	i.	分
	4													,			
災						r							;	. /		٧.	
害				• .				•	4							*	9
O		-						•			*						
概	. 3																
況													*			٠	
				(F#))					1.8				*				
	ar.				78						*			*			
	* .	死	者		人	不明	人			全塚	ŧ	棟	一部	破損			棟
	死傷者	負傷	者		人	計	人	住.	家	半塚		棟	-	浸水			棟
被				W-W-				100					1				
害																	
の			•													,*	
状	*																
況													٠				
	Sko		0.			*											
-	≪⇔₩₩+	m Arts on	(307	· * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	19			/+m	-4-1						*1		_
応	災害対策本語	かきの	(ap	道府県)				(市町	付)			+			121		
急	灰色 秋花							<u> </u>		3.			·				_
14	- 2	*			*											×	
対				÷	3			•::			180						
策						· (v)									. (*)		
0		*											,				
状												4				*:	
況	+ ,						*					,		:			
			(/a		4			ж				×.			*-		0.0

⁽注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2) (被害状況即報)

			14 (*)						Τ.						-	
都	道	府 県				2.	-	74		<u>X</u>	Γ			分 	被	
			災害	名					12	田	流失	· 埋	没	ha		
災	害	名	第			報。			4	F4	冠		水	ha	801 (1101	
報	告	番号				e .	•			畑	流失	· 埋	没	ha		** * f
			(月		日 時	現在)		そ		冠		水	ha	- 4	6 9
±n	<i>A</i> +. 4	者名						1	12	文	教	施	設	簡所		8
T X	р,	18/10		¥					e e	病	107		院	簡所		Q 10
Þ	ζ			. 5	रे	被	•	: 2	₹.	道			路	笛所		*
人	死			者	人		:	Į		橋	ŋ	ŗ	う	箇所		2 .
的	行	方	不·明	者	人		,	1		河)il-	箇所	0.00	A les
被害	負傷	重	-	傷	人			N Sec		港			湾	箇所	· ·	
	者	軽		傷	人			1 1		砂			防	箇所		V 14
					棟		22.00		. o	清	掃	施	設	箇所	N e	
住	全		8	壊	世帯			1 . 1.		崖	<	- j *	れ	筋	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	* ,
-		*			٨		10			鉄	道	不	通	箇所		, n †
	i i				棟			1		被	害	船	舶	隻	127	÷
	半	60		壊	世帯					水	*,	i	道	戸		
家					人					電			話	回線		3
					棟	1)				電			戾	戸		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	-	部	破	損	世帯	*		,		Ħ			ス	戸		*
被		4			人	,			他	ブ	ロッ	ク塀	等	簡所	e 1 m 1 m 1	30 50 Tests
		9			棟			8			•	ii.			,	
	床	上	浸	水	世帯			-			* *					
	5.55		~		人		7				*		2 .		. *	F.
害			10°		棟				b		世	帯	数	世帯	3.	fs.
	床	下	浸	水	世格				b		災	者	数	分	<u> </u>	in B
8					帝	10		19	火	建	. *	E.	物	件		1
非	公	共	· 建	物	棟				災発	危	- I	· · ·	物	件		
住家	そ		<u>~</u> の	他	棟				生	そ	σ		他	件		
*			·	167	冰					٠			165	er.		

	<u>X</u>		被		T	1	T							•	9 1	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	分	飲	害	14	都道					6(
公	立文教施設	千円			災等	府県			3						M	
農	林水産業施設	千円	*	·		-						*		+		
公	共 土 木 施 設	千円		: .	一客の				:		F.					
そ	の他の公共施設	千円			一 対設	市	3			*	90		7		Đ	
小	- ; ; ;	千円			策置	町								is a	+	
					- 本状	۳,							,		t	
公	共施設被害市町村数	団体	-		部況	村						*	٠٠.		1	
	農業被害	千円		· .					2							
そ	林 業 被 害	千円		i.						9 19	: ;		,			
	畜 産 被 害	千円			災.										i r	
	水 産 被 害	千円		-:-	適害用					1.					*	
の	商工被害	千円			市教町	*			*							
	[·			,	村助名	-		9								
										:					4	
他	1.	: 1			法	sin a	 				-			団体	-	
	その他	千円	te i	,	消防	職	員出	動	延人	数	시		ą.			
被	害 総 額	千円		• 1	消防	団	員出	動	延人	数	٨					
•••	災害発生場所			:,		•						•			7.5	
		4									×					
備	災害発生年月日														H	٠
-	災害の種類概況			4							e:		÷			•
	父音の重視地位		*													
	応急対策の状況			• .		10 01										
	・消防、水防、	救急·	救助等消防	機関の活動	状況		:								*	
	NOW WHAT ON ACT, SEE	ـ - ش			*									.*		
	・避難の勧告・	指示の)状况	:						6					-	
	The state of the s	*			1	•									1	•
	・遊離所の智権	· 安米		•	4					14					100	- 1
	・避難所の設置	大況	¥			*				: ;			4			
考	・ 避難所の設置・ 他の地方公共		への応援要請	、応援活動	の状況		,		:	: :				.3		
考			への応援要請	、応援活動	の状況	*	,			1 1				.3	. *	
考		♥団体へ	•. •		の状況			,								
考	・ 他の地方公共	♥団体へ	•. •		の状況							ş			. *	

※被害額は省略することができるものとする。

4. 通信設備の状況

利用することができる機関	所在地	管理者	連絡の窓口	連絡方法
警察通信設備		黒坂警察署長	江尾駐在所	電話
鳥取県防災行政衛星無線	江府町役場	鳥取県知事	江府町	"

5. 鳥取県地区非常通信協議会加入機関

種別	機関名及び氏名	所在地	連絡方法
公的機関	江府町	江府町大字江尾	電話(衛星電話)
警察携帯無線	江尾駐在所	江府町大字江尾	警察無線

6. 災害時における放送要請に関する協定

(1)日本放送協会

○災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第57条の規定に基づき、鳥取県知事が日本放送協会(以下「NHK」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条鳥取県知事は、法第55条の規定に基づく通知、または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、 有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その 通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条鳥取県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

冒頭には「鳥取県から緊急広報依頼」と標記するものとする。

1放送要請の理由

2放送事項

3希望する放送日時および送信系統

4その他必要な事項

(放送の実施)

第4条NHKは、鳥取県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をその つど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、鳥取県総務部消防防災課長および日本放送協会鳥取放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条この協定の実施に関し、必要な事項は、鳥取県知事および日本放送協会鳥取放送局長が協議して定めるものとする。

第7条この協定は、昭和52年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名捺印のうえ、各1通を保有する。

昭和52年4月1日

鳥取県知事平林鴻三 日本放送協会鳥取放送局長青木正宏

(2)民間放送局

○災害時における放送の要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第57条の規定及び鳥取県地域防災計画(以下「県計画」という。)に基づき、鳥取県知事(以下「知事」という。)が

日本海テレビジョン放送株式会社(以下「日本海テレビ」という。)/株式会社山陰放送(以下「山陰放送」という。)/山陰中央テレビジョン放送株式会社(以下「山陰中央テレビ」という。)

に対して行う放送の要請の手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条知事は、法第55条の規定に基づいて行う関係者に対する通知、又は要請が、緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、

日本海テレビ/山陰放送/山陰中央テレビ

に対して放送を行うことを要請するものとする。

(要請の手続)

- 第3条前条の規定による放送の要請(以下「放送の要請」という。)は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、その冒頭には「鳥取県から防災緊急広報依頼」と標記するものとする。
 - (1)放送の要請の理由
 - (2)放送の要旨
 - (3)放送希望の日時
 - (4)その他必要な事項

(放送の実施)

第4条日本海テレビ/山陰放送/山陰中央テレビは、放送の要請を受けたときは、その要請に応ずるものとする。ただし、放送ができないとき、又は放送の要請をした事項に疑義があるときは、直ちに知事にその旨を連絡するものとする。

(連絡責任者)

第5条放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、鳥取県総務部消防防災課長及び 日本海テレビ報道部長/山陰放送報道局長/山陰中央テレビ制作報道部長 を連絡責任者として置くものとする。

(経費の負担)

第6条放送の要請に基づいて行う放送に要する経費は、法第6条の精神にのっとり、放送を行った機関が負担 するものとする。

(疑義の解決)

が協議して定めるものとする。

第7条この協定の実施に関し、疑義を生じたとき、又は新たに問題が生じたときは、知事及び 日本海テレビ/山陰放送/山陰中央テレビ

この協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保管するものとする。

昭和52年4月1日

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事平林鴻三

鳥取市本町三丁目102番地 日本海テレビジョン放送株式会社 取締役社長米原穰

米子市西福原423番地 株式会社山陰放送 社長青砥昇

松江市西川津町721番地 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長田部智久

○災害時における放送の要請に関する協定書

鳥取県(以下「甲」という。)と株式会社エフエム山陰(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条の規定及び鳥取県地域防災計画(以下「県計画」という。)に基づき、災害時に行う放送の要請の手続を定めるこのことについて、次のとおり協定する。

(放送の要請)

第1条甲は、法第55条の規定に基づいて行う関係者に対する通知又は要請が緊急を要するものである場合に おいて、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対して放送を行うことを要請するものとする。

(要請の手続)

- 第2条前条の規定による放送の要請(以下「放送の要請」という。)は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとし、その冒頭には「鳥取県から防災緊急広報依頼」と標記するものとする。
 - (1)放送の要請の理由
 - (2)放送の要旨
 - (3)放送希望の日時
 - (4)その他必要な事項

(放送の実施)

第3条乙は、放送の要請を受けたときは、その要請に応ずるものとする。

ただし、放送ができないとき又は放送の要請をした事項に疑義があるときは、直ちに甲にその旨を連絡 するものとする。

(連絡責任者)

第4条放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、鳥取県総務部消防防災課長及びエフエム山陰放送 部長を連絡責任者として置くものとする。

(経費の負担)

第5条放送の要請に基づいて行う放送に要する経費は法第6条の精神にのっとり、放送を行った機関が負担するものとする。

(補則)

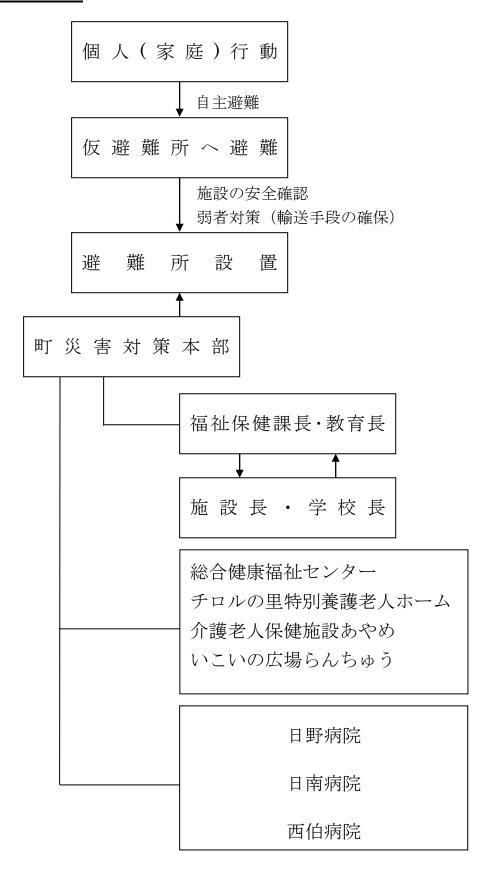
第6条この協定に定めのない事項又はこの協定により難い場合の放送の要請に関し必要な事項は、甲・乙が 協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和62年6月15日 甲鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事西尾邑次 乙松江市殿町383番地 株式会社エフエム山陰 取締役社長坂口幸雄

第7節 避難計画

★震災時の避難マニュアル



- 1. 実施計画 避 難 計 画
- 2. 実施責任者 総務課長

(直ちに登庁できない場合の代行者連絡先) 第2順位 課長補佐以上

3. 業務 避難

- (1)避難の必要性の把握
- ① 自治会、住民等の通報
- ② 要請内容の確認、調査 以上により、町長(災害対策本部長)が避難計画の実施を決定し、実施指示を受けた 課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。
- (2) 食糧及び生活必需物資供給の方法
- ① 輸送車輌の確保 輸送計画と連携を持つ。
- ② 仮避難所施設等の施設の安全確認及び自主避難者の情報収集。 町災害対策本部へ職員の応援要請
- ③ 避難所へ移送。移送後、避難所リーダーを選任。
- ④ 弱者は、特養、病院に収容要請。
- (3) 関係機関等へ要請
- ① 鳥取県、黒坂警察署、江府消防署、近隣市町村、施設、病院にに報告及び協力要請。
- (4) 避難活動に伴う記録 その要した費用等について正確に記録するものとする。

1. 大雨避難所

集落名	大雨1次	大雨指定	摘要
本町一丁目	江府町総合健康福祉センター	江府町総合健康福祉センター	
本町二丁目	江府町総合健康福祉センター	江府町総合健康福祉センター	
本町三丁目	本町三丁目公民館	江府町総合健康福祉センター	
本町四丁目	本町四丁目公民館	江府町総合健康福祉センター	
本町五丁目	明道館	江府小学校	
新町一丁目	新一公民館	江府町防災・情報センター	
新町二丁目	新二公民館	江府町防災・情報センター	
大満	大万公民館	江府小学校	
小江尾	江府小学校	江府小学校	
久連	久連集会所	江府小学校	
美女石	江府町総合健康福祉センター	江府町総合健康福祉センター	
佐川	佐川集会所	江府小学校	
柿原	柿原活性化施設・柿原ふれあい会館	江府小学校	
宮市	宮市構造改善センター	江府町防災・情報センター	
宮市原	旧宮市原公民館	旧米沢小学校	
助沢	助沢多目的集会施設	旧米沢小学校	
下蚊屋	旧下蚊屋分校	旧米沢小学校	
笠良原	市民農園・(株)サントリー天然水奥大山ブナの森工場	旧米沢小学校	
御机	御机多目的集会施設	旧米沢小学校	
栗尾	栗尾集落センター施設	旧米沢小学校	
美用	美用地区都市農村交流促進施設	旧米沢小学校	
小原	小原体験交流施設	旧米沢小学校	
杉谷	杉谷活性化施設	旧米沢小学校	
貝田	貝田集落センター施設	江府町防災・情報センター	
下安井	下安井多目的集会施設	江府町役場	
州河崎	州河崎多目的集会施設	江府町役場	
荒田	荒田多目的集会施設	江府町役場	
半の上	半の上集会所	江府町役場	
宮の前	宮の前集会所	江府町役場	
武庫	武庫会館	江府町役場	
新道	新道多目的集会施設	江府町役場	
一 <u>目</u>	一旦多目的集会施設	江府町役場	
池の内	池の内集会所	旧俣野小学校	
尾之上原	尾ノ上原多目的研修施設	旧俣野小学校	

集落名	大雨1次	大雨指定	摘要
日の詰	日の詰多目的研修施設	旧俣野小学校	
深山口	下原繁美宅	旧俣野小学校	
吉原	吉原活性化施設	江府小学校	
西成	西成公民会	江府小学校	
袋原	袋原公民館	江府小学校	
大河原	大河原農事集会所	江府小学校	
高谷	西岡健治宅	江府町役場	
武庫町営団地	新道多目的集会施設	江府町役場	
武庫町営第2団地	武庫会館	江府町役場	

2. 地震避難所

集落名	地震1次	地震指定	摘要
本町一丁目	江府町総合健康福祉センター	江府町総合健康福祉センター	
本町二丁目	江尾駅前広場(1~3班)上の段広場(4班)	江府町総合健康福祉センター	
本町三丁目	江府町総合健康福祉センター	江府町総合健康福祉センター	
本町四丁目	本町四丁目公民館	江府町総合健康福祉センター	
本町五丁目	江府小グランド	江府小学校	
新町一丁目	江府町防災・情報センター	江府町防災・情報センター	
新町二丁目	江府町防災・情報センター	江府町防災・情報センター	
大満	大万待避所	江府小学校	
小江尾	江府小グランド	江府小学校	
久連	久連集会所前	江府小学校	
美女石	旧江尾発電所、鉄穴橋待避所、分譲地入口、美	江府小学校	
	女石防火水槽前大谷防災水槽前		
佐川	佐川集会所(2·3組)、住田組駐車場(住宅·1·4	江府小学校	
	組上)、JA修理工場広場(4組下)、道の駅駐車場		
柿原	柿原活性化施設前広場・柿原ふれあい会館前広	江府小学校	
	場		
宮市	宮市構造改善センター前広場	江府町防災・情報センター	
宮市原	宮市原公民館前広場	江府町防災・情報センター	
助沢	助沢多目的集会施設前広場	江府町防災・情報センター	
下蚊屋	旧下蚊屋分校グランド	江府町防災・情報センター	
冰 白 百	市民農園前広場・(株)サントリー天然水奥大山ブ	定方mrt (() 株却 わ) / b	
笠良原	ナの森工場	江府町防災・情報センター	
御机	旧御机分校グランド	江府町防災・情報センター	
栗尾	栗尾集落上広場	江府町防災・情報センター	

集落名	地震1次	地震指定	摘要
美用	美用広場	江府町防災・情報センター	
小原	江府町防災基地·小原集落上広場	江府町防災・情報センター	
杉谷	杉谷活性化施設	江府町防災・情報センター	
貝田	貝田集落センター施設前広場	江府町防災・情報センター	
下安井	下安井多目的集会施設前広場・下安井スポーツ	江府町役場	
	広場		
州河崎	州河崎山村広場	江府町役場	
荒田	荒田山村広場	江府町役場	
半の上	半の上集会所前	江府町役場	
宮の前	宮の前集会所前	江府町役場	
武庫	武庫会館広場	江府町役場	
新道	新道児童遊園地	江府町役場	
一旦	一旦多目的集会施設前広場	江府町役場	
池の内	池の内集会所前広場	旧俣野小学校	
尾之上原	尾ノ上原山村広場	旧俣野小学校	
日の詰	日の詰運動公園・古屋敷待避所	旧俣野小学校	
深山口	深山口ゲートボール場	旧俣野小学校	
吉原	吉原活性化施設前広場	江府小学校	
西成	西成公民会前広場	江府小学校	
袋原	袋原公民館前広場	江府小学校	
大河原	大河原集出荷施設及び前広場	江府小学校	
高谷	西岡健治宅	江府町役場	
武庫町営団地	新道児童遊園地	江府町役場	
武庫町営第2団地	武庫会館広場	江府町役場	

3. 避難所収容台帳

責任者	別収谷口帳	収容	物品使用状況	元	₹7亩	洪
認印	月日	人員	品名	数量	記事	備考

注意1.「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は、「記事」欄に記入しておく こと。

- 2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別に使用数量を記入すること。
- 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

4. 避難所設置及び収容状況

避難所の		88=n. 4 088	中15	ᅏᅵᄆ	物品使用物	 犬況	実	/# **
名称	種別	開設期間	実人員	延人員	品名	数量	支出額	備考
		月日~					円	
		月 日						
		月 日~					円	
		月 日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月 日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月 日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月 日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月 日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月日						
		月 日~					円	
		月日						

注意1「種別」欄には、既存建物、野外仮設施設、天幕の別に記入すること。

- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目、使用数量を記入すること。
- 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

第10節 食糧供給計画

★震災時の食糧供給マニュアル

- 1. 実施計画 食糧及び生活必需物資供給計画
- 2. 実施責任者 総務課長

(直ちに登庁できない場合の代行者連絡先) 第2順位 課長補佐以上

- 3.業務 食糧及び生活必需物資供給
- (1) 避難状況及び救助等従事者の把握
- ① 自治会、住民等の通報
- ② 要請内容の確認、調査 以上により、町長(災害対策本部長)が食糧及び生活必需物資供給計画の実施を決定 し、実施指示を受けた課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。
- (2) 食糧及び生活必需物資供給の方法
- ① 輸送車輌の確保 輸送計画と連携を持つ。
- ②町備蓄分確認。
- ③避難人数及び救助等従事者人数確認
- ④食糧等業者への要請(JA・「えんちゃん」・ローソン等) 不足確認→県に供給要請
- (3) 関係機関への要請 鳥取県、近隣市町村に報告及び協力要請
- (4) 食糧及び生活必需物資供給計画に伴う記録
- ① その要した費用等について正確に記録するものとする。

1. 申請書等の様式

(1)応急用米穀割当申請書

被害概	要	災害の私	重類	被害戸数、	程度	被災人員(人)	その他
対	象別	被災者	用	救助作業	用	計		
給食		給食	数量	給食	数量	給食	数量	備考
年月日		延人員	双里	延人員	双里	延人員	双里	
月	日	人	kg	人	kg	人	kg	
月	П							
月	日							
月	П							
月	日							
月	日							
月	日							

上記のとおり割当てされるよう申請します。

平成 年 月 日

鳥取県知事殿

江府町長 氏名 印

(2)災害救助用米穀引渡申請書

平成 年 月 日

鳥取地域センター 米子支所長 殿

江府町長 氏名

印

災害救助用米穀を下記に基づき引渡してくださるよう申請します。

○災害救助用米穀の種類 品目______年産____類別____等級____

被害概	要	災害の	種類	被害戸数、	程度	被災人員	(人)	د	その他	
艾	才象 別	被災者	計用	救助作美		計		出庫	希望	
給食		給食	数量	給食	数量	給食	数量	倉庫	名	備考
年月日		延人員	双里	延人員	双里	延人員	双里	棟	番	
月	日	人	kg	人	kg	人	kg	人	kg	
月	П									
月	日									
月	日									
月	日									
計										

※備考欄には、数量算定基礎等記入のこと。

(3)災害救助用米穀受領証

		平成	年	月	日
倉庫責任者 殿	江府町長	氏名			印
災害救助法に基づく	用として下記のとおり明	見品の引渡しる	を受ける	ました。	
	記				
1 品目					

2 数量

棟番	産年	包装	量目	等級	数量	摘要
計						

立会者鳥取地域センター米子支所職氏名印

(4)米穀の緊急引渡し系統図

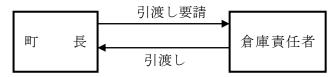
- 1 県内で米穀を満たし得る場合
 - ① 鳥取地域センター本所と倉庫及び米子支所との間の連絡がつく場合



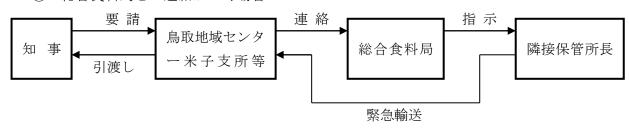
② 鳥取地域センター所本所と倉庫及び米子支所との連絡がつかない場合 ア 町長から米子支所等に対して緊急引渡しを要請する場合



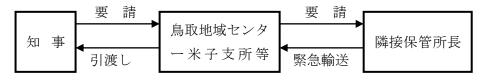
イ 町長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合(鳥取地域センター米子支所と連絡不可能)



- 2 県内で米穀を満たし得ない場合
 - ① 総合食料局との連絡がつく場合



② 総合食料局との連絡がつかない場合



2. 食糧の在庫場所及び調達可能数量

(1)鳥取西部農業協同組合米穀保管倉庫

倉庫名	所在地	連絡方法	責任者氏名		目別調:管)数:		備考
				米	麦	計	
JA鳥取西部江府 支所倉庫	宮市	電話	日野営農センター長	-t		-t	

⁽注)季節により変動が生じるため農協倉庫で数量を管理している。

(2)米穀販売業者等

業者名	所在地	代表者氏名	品目別調達 (保管)数量	備考
JA鳥取西部江府支所	江尾	支所長	kg	
宇田川米穀店	武庫	宇田川和弘	kg	

3. 炊き出し施設

+tc=n.⊅	加亚金比十		/# **		
施設名	処理能力	かまの型式	炊き出し備品	食器類	備考
学校給食センター	1回600人分	回転 110リットル 3個	フライヤー 球根皮むき機 焼物機 釜野菜裁断機 二重食缶 40個 ボール(バット) 40個 炊飯器8K×6台 蒸器 台	550人分3種類	給食用 施設使用
保育園	80人分	ガスがま4個 回転釜2個 電気がま1個 ガス炊飯器2個 電気炊飯器1個	なべ やかん ボール	120人分	n,
江府町 特産品研究 加工施設	1回105人分	ガスがま2個 電気がま1個 回転釜1個	なべ 2個 やかん 個 ボール 個	30人分	調理実習用
総合健康福祉センター	1回40人分	ガスがま1個 電気がま1個	なべ 大 10個 なべ 小 10個 やかん 4個 ボール 25個	30人分	調理 実習用
江府町防災情報センター	1回200人分	ガスがま2個 ガス炊飯器1個	なべ やかん ボール	100人分	
江府町農家 労働軽減 支援施設	1回200人分	ガスがま 2個 炊飯ジャー2個	なべ 10個 やかん5個 ボール 20個	30人分	配食用施設使用

5. 炊き出し給与状況

5. 从C田C和丁		月日			月日		E	目間小詞	†	∧ =1	実支	/ * +
炊き出し場の名称	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	合計	出額	備考
(分) 1 「供 +	l							l			l	

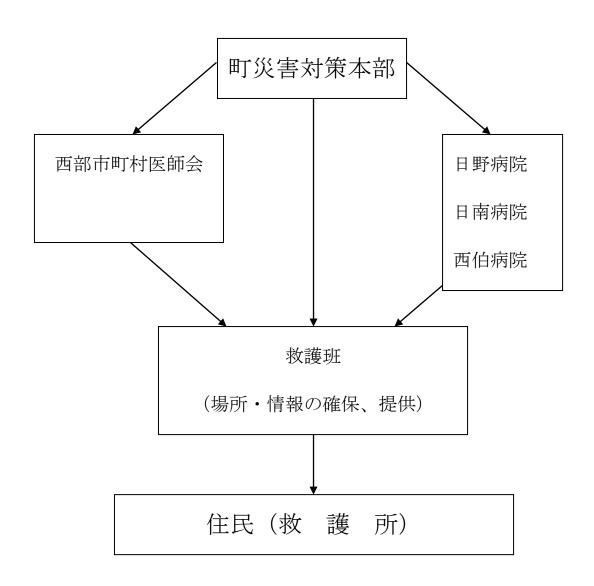
⁽注)1.「備考」欄には給食内容を記入すること。

^{2.} 炊き出しが日以上にわたるときは「合計」欄の前に「日以降小計」欄を設ける。

第16節 医療(助産)救護計画

★震災時の医療(助産)救護マニュアル

(災害救助法の適用が前提)



- 1. 実施計画 医療及び助産計画
- 2. 実施責任者 福祉保健課長

(直ちに登庁できない場合の代行者連絡先) 第2順位 課長補佐以上

- 3.業務 医療及び助産
- (1) 医療及び助産の必要性の把握
- ① 自治会、住民等の通報
 - ③ 要請内容の確認

以上により、町長(災害対策本部長)が医療及び助産計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。

- (2) 医療及び助産の方法 (診療所)
- ① 医療に必要な輸送車輌の確保 輸送車輌確保できない場合、県に要請
- ② 江尾診療所を中心とした医療チームを編成する。
- ③ この医療チームで対応できない場合、医師の指示で、自治体病院(日野・日南・西伯) へ協力要請する。
- (2) 関係機関への要請 鳥取県、江府消防署、近隣市町村に報告及び協力要請
- (3) 医療及び助産活動に伴う記録
- ① その要した費用等について正確に記録するものとする。

1. 病院、医院等の医療機関

名称	診療科目	自治	収容	担	当員	備考
石	砂煤件日	会名	能力	医師	看護師	1佣 石
	内科、外科、整形外科、脳神経外					
日野病院	科、小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉		117	9	67	72-0351
	科、眼科、皮膚科、婦人科、精神科					
江尾診療所	内科·歯科口腔外科			2	3	75-2055

2. 必要な医療資材、医療品等一覧

名称	連絡先	品目(薬剤名)
上原健康堂	75-2078	ガーゼ、ホウタイ、脱脂綿、バンソウ膏、クレゾール、硝酸銀、マーキュロ
		液、デルマトール、シッカロール、強心剤、栄養剤、止血剤、
江府総合薬局	75-3818	浣腸剤、解熱剤、抗生物質、胃腸薬、下痢止、その他

3. 医薬品、血液製剤、医療用ガス及び医療器材の主要調達先(隣接市町村)

(1)医薬品及びワクチン

業者名	所在地	電話
サンキ株式会社米子営業所	米子市旗ケ崎2320	0859-24-1881
中国衛材株式会社鳥取営業所	鳥取市叶314-17	0857-37-4178

(2)血液製剤

業者名	所在地	電話
鳥取県赤十字血液センター	鳥取市江津370	0859-21-3931

(3)医療用ガス

業者名	所在地	電話	
内田医療器有限会社	米子市昭和町105	0859-34-3431	

(4)医療器材

業者名	所在地	電話
内田医療器有限会社	米子市昭和町105	0859-34-3431
サンキ株式会社米子営業所	米子市旗ケ崎2320	0859-24-1881

(5)緊急用ワクチン備蓄機関名

			備蓄	ワクチンの科	重類
備蓄機関	所在地	電話	ガスえそ	破傷風	まむし
			抗毒素	抗毒素	抗毒素
鳥取大学医学部	米子市西町36	0859-33-1111	9		
付属病院	火工川福町30	0009-33-1111	۷		_

4. 救護活動状況

(1)救護班活動状況

○○救護班

班長:医師 氏名

印

月日	自治会名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
計						

(2)病院診療所医療実施状況

一つ 大学 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (庄 夕	診療	区分	診療報	酬点数	夕 姑	/ 世 ·李
診療機関名	患者氏名	診療月日	病名	入院	通院	入院	通院	金額	備考
						点	讨		

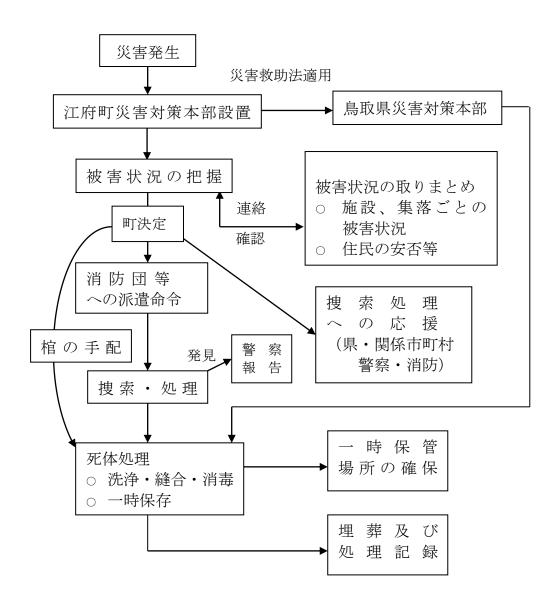
⁽注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

(3)助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名		分べん其	明間		金額	備考
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		
			月	日~	月	日		

第19節 死体の捜索、処理及び埋葬計画

★震災時の死体の捜索、処理及び埋葬マニュアル



- 1. 実施計画 死体の捜索、処理及び埋葬計画
- 2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合 知事

(権限を委任された場合あるいは災害救助法が適用されない場合 本部長(町長)) 町で対処できない場合 他市町村、又は県に実施又はこれに要する要因及び資機材の応援を要請

3. 死体の捜索

- (1) 状況の把握
- ① 自治会、施設等の連絡確認 以上により、本部長(町長)が救出計画の実施を決定し、実施指示を受けた課長が当 該計画の具体的実施を町民生活課長補佐へ指示する。
- (2) 捜索の方法
- ① 消防団・自治会に協力要請
- (3) 応援の要請
- ① 鳥取県・黒坂警察署・広域消防署・近隣市町村に応援要請

4. 死体の収容処理

- (1) 死体を発見した者は直ちに本部長(町長)に届け出る。
- (2) 届出を受けた本部長(町長)は直ちに警察官に届け出る。
- (3) 死体の処理
- ① 死体の洗浄・縫合・消毒等の処置
- ② 死体の一時保存
- ③ 検案
- ④ 死体の引越し
- ⑤ 変死体あるいはその疑いがある場合にあっては、黒坂警察署による死体検死後処理を 行うものとする。

5. 死体の埋葬及び処理記録

- (1) 災害の際、死亡した者で本部長(町長)が必要と認めた場合、応急的に埋葬を行うものとする。
- (2) 死体の埋葬及び死体の処理を実施した場合は、正確に記録するものとする。

1. 火葬場の現況

(1)火葬場の所在地及び処理能力

名称	所在地	設置者名	構	造	1日の	燃料の	
	右 柳	別往地		座棺	寝棺	処理能力	種類
	桜の苑	米子市町砂町1066	西部広域行政管理組合	_	7基	28体	LPガス

⁽注)炉・煙突・建物等を備えた火葬場(野焼施設は除く。)

3. 埋葬及び死体処理台帳

(1)埋葬台帳

ᇨᅩ	抽恭	死亡	古者	埋葬を行	った者		埋葬費			
年月日	埋葬 年月日	氏名	年齢	死亡者と の関係	氏名	棺(付属品 含む。)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	備考
						円	円	円		

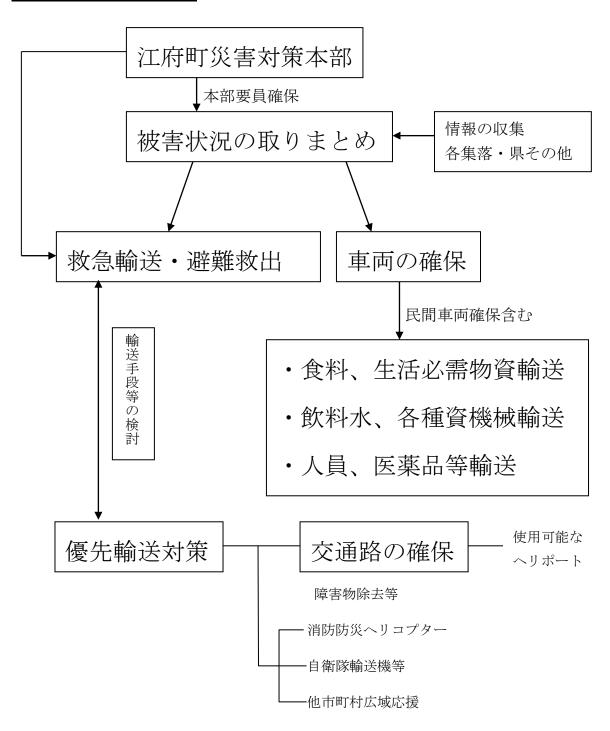
- (注) 1. 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 - 2. 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 - 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

(2)死体処理台帳

	死体発		道	 遺族	洗	浄等の処	理				
処理 年月日	見の日時及び	死亡者 氏名	氏名	死亡者	品名	数量	金額	死体の 一時保 存料	検案料	実支 出額	備考
	場所			関係			円	円	円	円	
							1,3	1.1	1 3	1,1	

第21節 輸送計画

★震災時の輸送マニュアル



- 1.業務輸送計画
- 2. 実施責任者 総務課長

[直ちに登庁できない場合の代行者] 第2順位 課長補佐以上

- (1)総務課長は、輸送に必要な車輌と輸送手段を本部で検討し、車輌管理担当者に車輌の確保を指示する
- ① 情報収集車輌
- ② 救急輸送、避難救出
- ③ 飲料、生活必需物資輸送 人員、医療品等輸送
- (2) 総務課長は輸送に必要な人員の確保を職員に指示する
- (3) 交通路の確保の不可能な場合はヘリコプターを要請する ヘリポート基地
 - ○美用防災基地

1. 自動車の保有状況

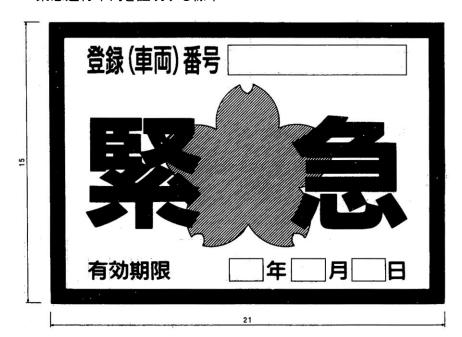
(1)江府町

	計	自家用乗用車			自家用	貨物車	ダンプ含む)	特殊自	動車	その他		
所属所名		大型	普通	軽	大型	普通	軽	ショヘ゛ル ロータ゛ー	ロータリー	消防車	その他	
総務課	16	0	6	0	0	0	6	0	0	4	0	
産業建設課	19	0	1	0	1	5	6	4	2	0	0	
福祉保健課	9	0	2	6	0	0	1	0	0	0	0	
合計	44	0	9	6	1	5	13	4	2	4	0	

(2)町内貨物自動車運送業者所有自動車状況

業者名	代表者氏名	所在地	計	大型 貨物	中型 貨物	小型 貨物	ユニック	大型 バス	中型 バス	マイクロバス
川上運輸	川上和人	小江尾	21	15	1	1	4			
チロル観光	川上和人	小江尾	21					8	4	9

2. 緊急通行車両を証明する標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する 部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3. 緊急通行車両確認証明書

第 -	 号																
														年	,	月	日
		緊	急	通	行	車	両	確	認	証	明	書					
												知				事	印
												公	安	委	員	会	印
番号標に表示されている番号																	
を行う車	途(緊急輸送 両にあって 人員又は品																
 	住所										()		局		番
使用者	氏名																
通行日時																	
					出	発地							目目	的地			
通行経路																	
備考																	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4. 輸送記録簿

		# & , ,		借上等			1	修繕					
輸送月日	目的	輸送区間	使用耳	直両等		故图	章車両等	修繕	修	故障	燃料費	支	備考
日日	Пн,	(距離)	種類	台数	金額	名称 番号	所有者 氏名	月日	修繕費	概要	費	実支出額	考
					円				円	円	円	円	

- (注) 1 「目的」欄には、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 - 2 県又は市町村の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 - 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 - 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 - 5 「故障概要」欄には、故障の原因及び故障カ所を記入すること。

5. 災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書

江府町(以下「甲」という。)と株式会社チロル(以下「乙」という。)とは、次のとおり バス輸送に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、自然災害等により住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行うバス輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、前条により、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して「協力要請書」(様式 第1)により、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、 事後に文書を提出するものとする。

(安全の確保及び実施)

- 第3条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。
 - 2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむ得ない事由のない限り、通常 業務に支障のない範囲において協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条第2項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、「業務完了報告書」(様式第2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第5条 第3条第2項の規定により、乙が協力に要した経費は、甲が負担する。
 - 2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要した経費とし、甲乙協議して定める。
 - 3 乙は、甲に対して協力に要した費用を請求するものとする。
 - 4 甲は、前項の請求の内容を確認し、適当と認めたときは、乙に対し協力に費用を支払うものとする。

(事故等)

- 第6条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。
 - 2 乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任))

第7条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの利用者及び第三者に損害 を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第8条 第3条第2項の規定により協力に従事した者が、甲の過失により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となり、甲が法律上の賠償責任を負う場合については、甲の加入する「全国町村会総合賠償補償保険」によりその損害を補償する。ただし、他の制度等により補償を受ける場合は除くものとする。

(連絡等確認)

第9条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、「災害等緊急時の連絡先届出書」(様式第3)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項について、その 都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。
 - 2 有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。以後、期間満了のときも同様とする。

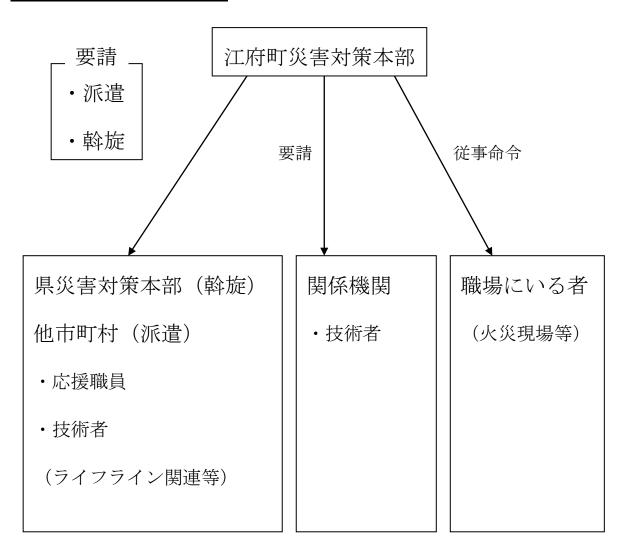
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通 を保有する。

平成24年5月1日

- 甲 鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地 江府町長 竹内 敏朗
- 乙 鳥取県日野郡江府町大字小江尾11番地1 株式会社チロル 代表取締役 川上 和人

第25節 労務供給計画

★震災時の労務供給マニュアル



- 1.業務 労務供給計画
- 2. 実施責任者 総務課長

[直ちに登庁できない場合の代行者] 第2順位 課長補佐以上

- (1) 総務課長は、災害対策本部において労務供給について必要が生じた場合は、職員に次の要領で指示を行う。
 - ① 町内(外)の事業所に要請
 - ② 知事が防災関係機関に対する職員の派遣要請
 - 1) 指定地方行政機関に対して職員の派遣要請
 - 2) 知事に対して指定地方行政機関、他市町村の職員派遣のあっせん要求
 - ③ 従事命令火災の現場付近にいる者(地域住民、火災現場等にいる者)

上記②の方法

要請の種類

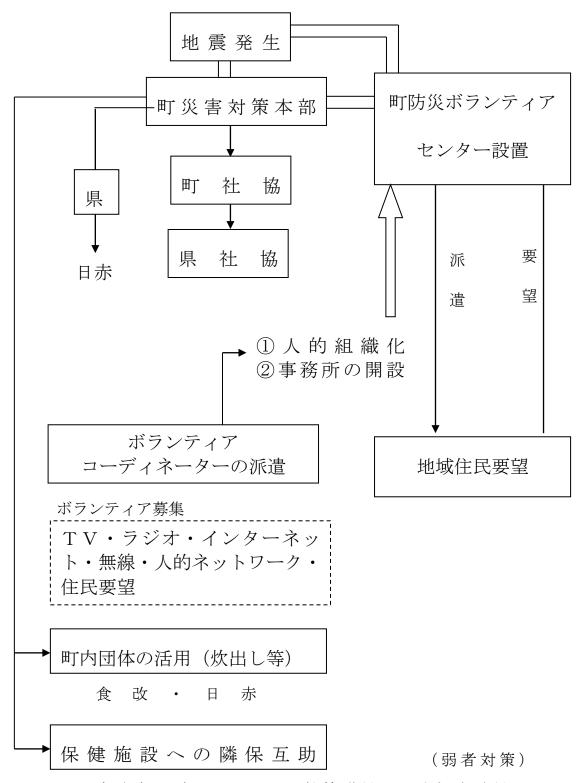
- ア. 派遣を要請する(のあっせんを求める)理由
- イ. 職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与、勤務等件

1. 応急対策要員の従事状況

	心 刈 東 安 貞 従事	者数		公市		実支	出額		
種類	実人員	延人員	従事場所	従事 期間	日当	旅費	時間外 勤務手当	計	備考
					円	円	円	円	

第27節 隣保互助、民間団体活用計画

★震災時の隣保互助・民間団体活用マニュアル



自治会・ボランティア・社協職員・民生児童委員

- 1. 実施計画
- 2. 実施責任者 福祉保健課長

〔直ちに登庁できない場合の代行者連絡先〕 第2順位 課長補佐以上

- 3. 協力要請
- (1) 状況の把握
- ① 自治会・施設等の連絡確認 本部長(町長)が隣保互助、民間団体活用計画の実施を決定し、実施指示を受けた課 長が、当該計画の具体的実施を職員へ指示する。
- (2) 各種団体に協力要請
- (3) ボランティアセンターの設置
- (4) コーディネーターの派遣

1. 社会教育関係団体

(令和3年9月1日現在)

名称	構成人員(人)
江府町食生活改善推進協議会	71
JA鳥取西部江府町支所農協女性会	119
江府町商工会女性部	11
江府中学校PTA	33
江府小学校PTA	60
PTA連絡協議会	6

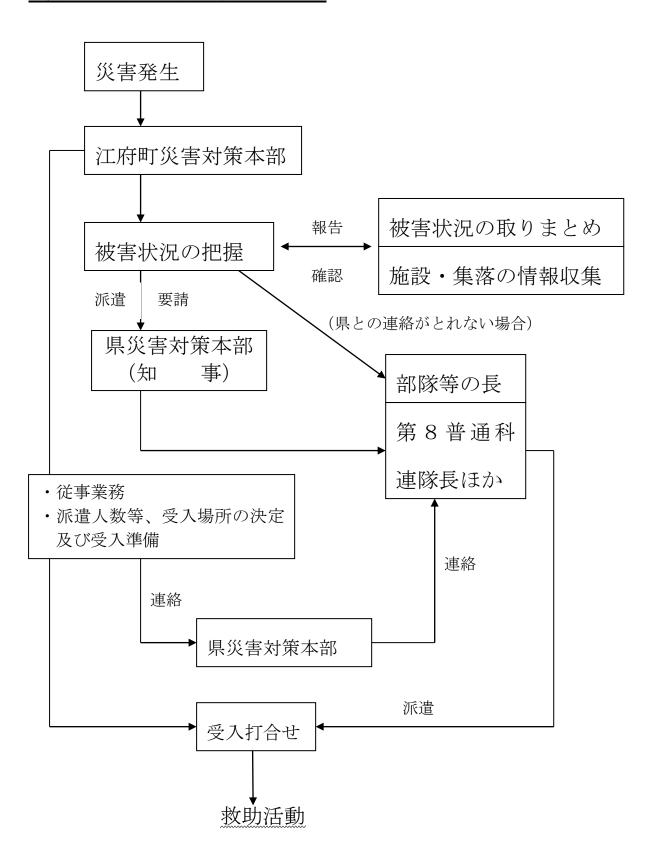
2. 青年団

(令和3年9月1日現在)

名称	人員	所在地	代表者	連絡方法	備考
江府町青年団	20	江府町	団長	電話	

第31節 自衛隊災害派遣要請計画

★震災時の自衛隊災害派遣要請マニュアル



- 1.業務 自衛隊災害派遣要請計画
- 2. 実施責任者 総務課長

[直ちに登庁できない場合の代行者] 第2順位 課長補佐以上

- (1) 務課長は災害対策本部において、自衛隊派遣要請に必要な事項
 - 従事業務
 - ・派遣人数、機材
 - ・受入場所の決定

を行い県災害対策本部に要請する

- (2) 受入場所の準備を職員に指示し、受入準備を行わせる
- (3) 総務課長は自衛隊との受入等について、本部で打合せを行う

1. 部隊等の災害派遣要請申請書

 発江 第
 号

 平成 年 月 日

鳥取県知事 殿

町長名 印

部隊等の災害派遣要請申請書

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を、下記のとおり申請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。) 派遣を要請する理由(現在まで取った地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかに すること。)
- 2 派遣を希望期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 現地連絡場所及び連絡者 活動内容(水防、消防、通信、防疫、給水、救護物質の輸送、道路、水路の啓開について具体的 に記述すること。)
- 4 その他参考となるべき事項

2. 部隊等の撤収要請申請書

 発江 第
 号

 平成 年 月 日

町長名

部隊等の撤収要請申請書

災害を防除するため、部隊等の災害派遣を受けましたが、下記のとおり撤収要請を申請します。

記

- 1 撤収要請の理由
- 2 撤収要請の希望日時
- 3 撤収要請をする部隊等

3. 派遣部隊等に関する報告様式

 発江第
 号

 平成年月日

 鳥取県知事
 殿

 町長名
 印

部隊等に関する報告書

災害を防除するため、部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要を下記のとおり報告します。

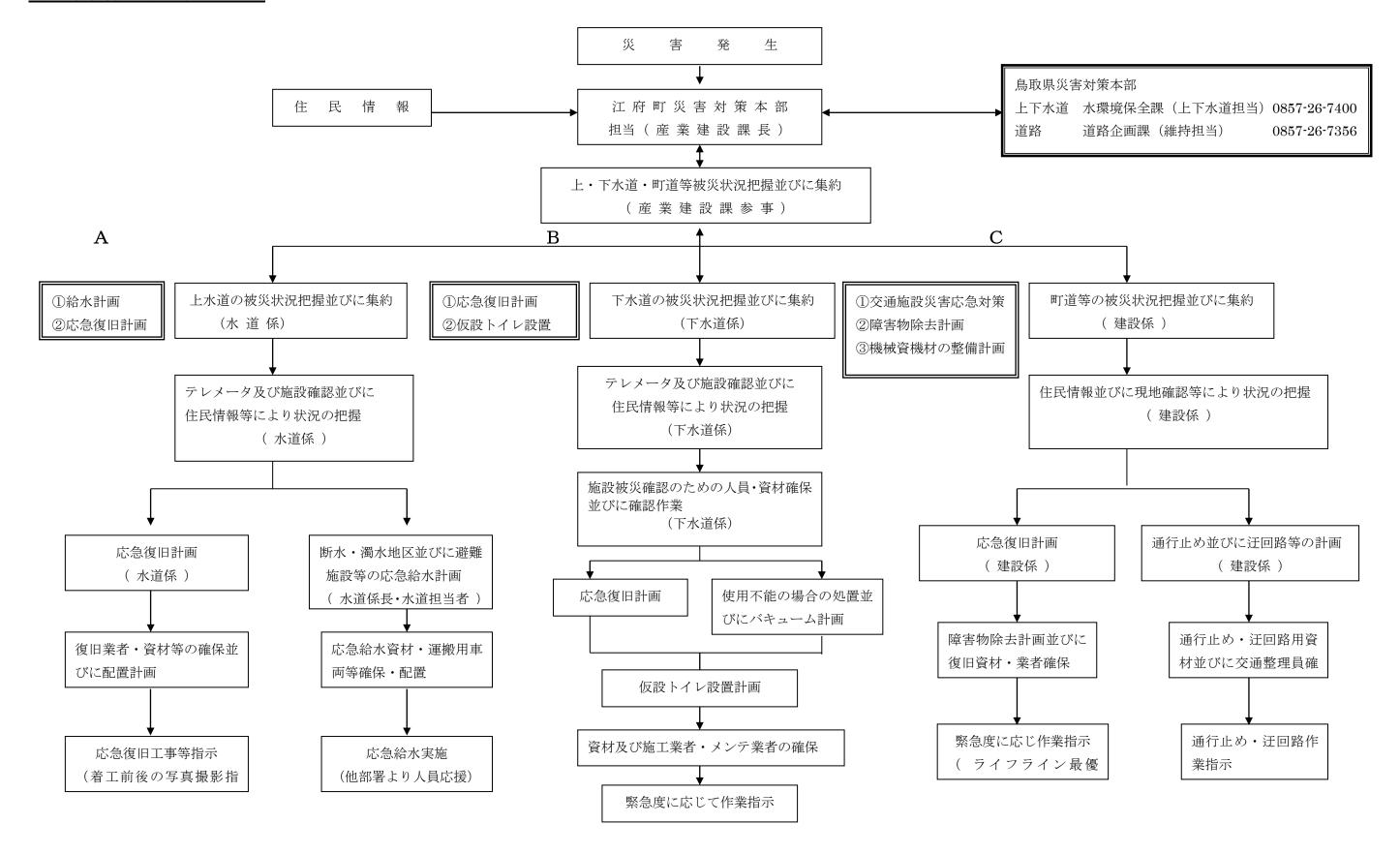
記

- 1 派遣要請の申請日時
- 2 部隊等の到着日時
- 3 部隊等の人員及び装備の概要
- 4 部隊等を受け入れた区域
- 5 部隊等の撤収日時
- 6 部隊等の滞留期間
- 7 部隊等の活動内容
- 8 部隊等の活動による効果
- 9 その他特記事項
- 10 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

4. ヘリコプター発着場適地

名称	所在地	連絡先	電話	広さm×m
江府町防災基地	江府町大字美用	江府町役場総務	75-2211	
在州門例火基地	835-17	課	75-2211	
旧明倫小学校グラン	江府町大字武庫	,,	IJ	60×40
ド	960-1	"	"	00 / 40
旧俣野小学校グラン	江府町大字俣野	,,	IJ	
F	690-1	"	"	
		サントリープロダク		
サントリー天然水工	江府町大字御机	ツ(株)天然水奥	75-3310	
場	1177	大山ブナの森工	19-3310	
		場		
休暇村奥大山	江府町大字御机	 休暇村奥大山	75-2300	
(駐車場、ゲレンデ)	709-1	你 報行 英 八百	10 2000	
エバーランド奥大山	江府町大字御机	奥大山スキー場	77-2828	
(テニスコート跡地)	837-13	英八田ハヤ 場	11 2020	
奥大山チロルの里	江府町大字江尾	江府町役場総務	75-2211	
せせらぎ公園	420	課	19-2211	
		西日本高速道路		
江府インターチェン	江府町大字佐川	(株)中国支社米	0859	
ジ駐車場	1087	子高速道路事務	27-2181	
		所		

★産業建設課 災害行動マニュアル



83

業務	課内災害対策の総括	産業建設課参事
第2順位	課長補佐	
第3順位	主幹	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	災害対策本部
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	
町長が必要と認めたと		非常配備	
き			

[※]配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課 (0859-75-3306)
代理順位者	課長補佐
	主幹

2. 登庁後の業務

- (1) 水道施設・下水道施設・交通施設災害等の被災状況の把握
 - A-① 水道施設被災状況の把握〔水道係へ指示〕 被災状況により非常配置が必要であると認めるときは必要に応じて担当職員 の招集並びに待機措置の指示
 - B-① 下水道施設被災状況の把握〔下水道係へ指示〕 被災状況により非常配置が必要であると認めるときは必要に応じて担当職員 の招集並びに待機措置の指示
 - C-① 町道等道路被災状況の把握〔建設係へ指示〕 被災状況により非常配置が必要であると認めるときは必要に応じて担当職員 の招集並びに待機措置の指示
 - ※上・下水道・道路等施設の被災状況により

<第1段階>

- A-①-1 水道施設についてテレメータによる状況判断及びその他施設の現場確認 に基づき配水池等において制水弁により断水の実施
- B-①-1 下水道施設の現場確認し状況により処理施設等の運転停止の実施
- C-①-1 町道等交通網確保のため被災現場の確認

<第2段階>

- A-①-2 応急給水計画の実施
- B-①-2 下水管路破損に伴うポンプマンホールからの搬出用バキューム車配置並 びに仮設トイレ設置計画
- C-①-2 道路等の障害物の除去並びに迂回路等の確保及び誘導員配置

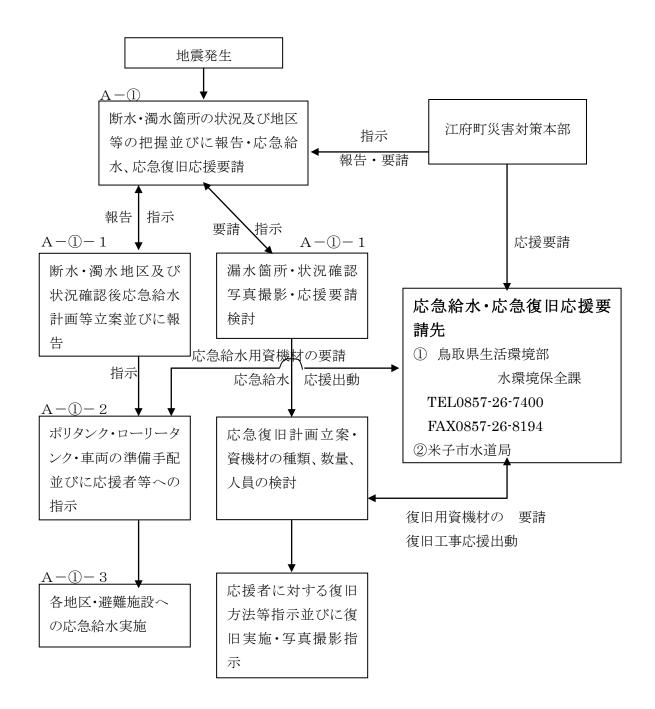
<第3段階>

- A-①-3 水道被災部の応急復旧について「災害時における水道及び工業用水道の 応急対策業務等に関する基本協定書」基づき要請を指示
- B-①-3 仮設トイレ設置に伴う機械資機材の手配並びに設置指示
- C-①-3 道路等の応急復旧に伴う機械資機材の計画配備並びに応急復旧工事等の 業者手配等を指示

対策本部 (又は警戒本部) への報告

各部署からの要請指示並びに復旧状況等を必要に応じて報告

A-① 給水計画



A-①-1 給水計画行動マニュアル

業務	災害対策本部給水計画の総括	産業建設課長
第2順位	参事	
第3順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課 (0859-75-33(06)
--------------------------	-----

- (1) 江府町災害対策本部員として本部へ参集
- (2) 応急対策の検討 江府町災害対策本部において、応急対策の決定(応援要請等)
- (3) 江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→参事

A-①-1 給水計画行動マニュアル

業務	課内給水計画の総括	産業建設課参事
第2順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度5強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課	(0859-75-3306)
-------------	----------------

- (1) 課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集
- (2)情報の収集・整理
- ① 水道被害の情報収集・整理を指示
- (3)被災状況により、配水池等の制水弁において断水の実施→係長 並びに水源水質変化の確認
- (4) 応急給水対策の検討
- ① 応急給水対策の検討に関する資料の作成指示
- ② 応急給水対策の検討並びに検討結果を江府町災害対策本部へ報告
- (5) 応援要請の検討
- ① 応急給水に対する応援要請の検討

A-①-2 給水計画行動マニュアル

業務	給水計画の実施	産業建設課課長補佐
第2順位	水道係	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859 - 75 - 3306)
-------	-------	--------------------

- (1)情報の収集・整理
- ① 水道被害の情報収集・整理
- (2) 断水箇所等の水道台帳確認応急復旧計画
- (3) 応急給水対策の検討
- ① 応急給水計画立案
- ② 応急給水資材 (ポリタンク・ローリータンク等) 並びに運搬車両確保
- ③ 応急給水の実施
- (4) 応援要請の検討
- ① 応急給水に対する応援要請の検討
- ② 応援人員に対する応急給水計画立案
- ③ 応援人員に対する応急給水資材並びに車両確保
- ④ 応援人員に対する応急給水の方法等の指示並びに応急給水実施

A-①-3 給水計画行動マニュアル

業務	給水計画の実施	産業建設課課長補佐
第2順位	水道係	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課 (0859-75-3306)	
----------------------------	--

2. 登庁後の業務

- (1)「行動指針」並びに「基本協定書」に基づく応援を町災害対策本部に要請
- ① 「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づく応援を町災害対策本部に要請 県災害対策地方支部(日野振興センター日野振興局)

TEL 72 - 2082

FAX 7 2 - 2 0 7 2

鳥取県生活環境部水環境保全課

 $\mathtt{TEL} \ 0 \ 8 \ 5 \ 7 - 2 \ 6 - 7 \ 4 \ 0 \ 0$

FAX 0 8 5 7 - 2 2 - 8 1 9 4

② 「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づく応援を町災害対策本部に要請

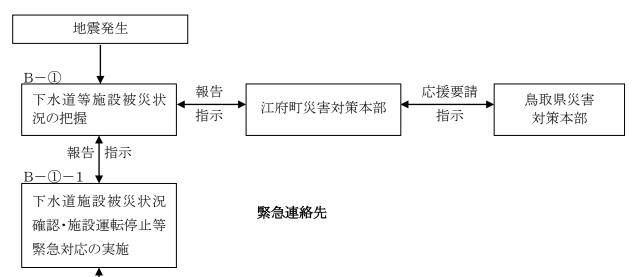
米子市水道局

 $\mathsf{TEL} \; 0 \; 8 \; 5 \; 9 - 3 \; 2 - 6 \; 1 \; 1 \; 1$

FAX $0 \ 8 \ 5 \ 9 - 2 \ 3 - 3 \ 5 \ 3 \ 0$

- ③ 応急復旧方法の計画立案
- ④ 必要とする資機材の種類、数量及び人員、日時等を要請書により要請
- ⑤ 応援者(応急対策業務等協力会社)に対する応急復旧箇所並びに復旧方法の指示

B-① 下水道施設災害応急対策計画



施設名	管理業者	連絡先
江府町チロルの里水処理センター	日立化成メンテナンス㈱中国営業所	0859-37-2186
チロルクリーンセンター川筋	(有)エムイーエム	0859-36-9922
チロルクリーンセンター貝田	ダイケン産業(有)	0859-39-8220
チロルクリーンセンター俣野	(有)エムイーエム	0859-36-9922
チロルクリーンセンター下蚊屋	(有)いづはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター助沢	(有)いづはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター西 成	(株)中国ネオ鳥取営業所	0859-31-2286
チロルクリーンセンター袋原	(株)中国ネオ鳥取営業所	0859-31-2286
チロルクリーンセンター御机	(有)いづはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター宮市	(有)エムイーエム	0859-36-9922
チロルクリーンセンター吉原	(有)いづはら	0859-24-0566
チロルクリーンセンター美用	(有)エムイーエム	0859-36-9922
チロルクリーンセンター杉谷	(有)エムイーエム	0859-36-9922

報告 指示 B - (1) - 2B - (1) - 2応急復旧計画及び必要資 施設被災状況により運転 機材の確保 計画検討 \bullet B-(1)-3 B - (1) - 3機械・資機材・運搬車両等 仮設トイレ設置計画・運搬 手配•作業指示 車両等手配·作業指示·着 搬出用バキューム車・人員 工前後の写真撮影指示 確保・着工前後の写真撮 影指示

B-① 下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備の総括	産業建設課長
第2順位	参事	
第 3 順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産	業建設課 (08	59-75-3306)
---------	----------	-------------

2. 登庁後の業務

(1) 江府町災害対策本部員として本部へ参集

(2) 応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定(応援要請等)

(3) 江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→参事

B-①-1 下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	産業建設課参事
第2順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度5強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課	(0859-75-3306)
-------------	----------------

- (1) 課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集
- (2)情報の収集・整理並びに報告
- ① 下水道施設被災状況の確認・情報整理・報告
- (3) 江府町災害対策本部の指示並びに各種情報により緊急対応実施
- ① 被災状況等確認·報告
- ② 被災状況等により施設運転停止等の緊急対応の実施

B-①-2 下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	課長補佐
第2順位	主幹	
第 3 順位	主任	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859-75-3306)
-------	-------	----------------

- (1) 応急復旧計画
- ① 応急復旧計画
- ② 応急復旧用機械資機材の確保
- (2) 施設被災状況により運転計画等検討及び住民周知
- ① 施設施工業者・維持管理業者との連携により運転計画の検討
 - ・下水道使用方法等の住民への周知
 - ・仮設トイレ設置計画
 - ・停電に伴う非常用発電機の配置計画
 - ・停電並びに管路破損に伴うマンホールからの搬出用バキューム配置計画

B-①-3 下水道施設災害応急対策行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	課長補佐
第2順位	主幹	
第 3 順位	主任	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859-75-3306)	
-------	-------	----------------	--

2. 登庁後の業務

- (1) 応急復旧計画に基づき各種作業指示
- ① 応急復旧資機材・機械・オペ・運搬車両・運転手の配置及び作業指示

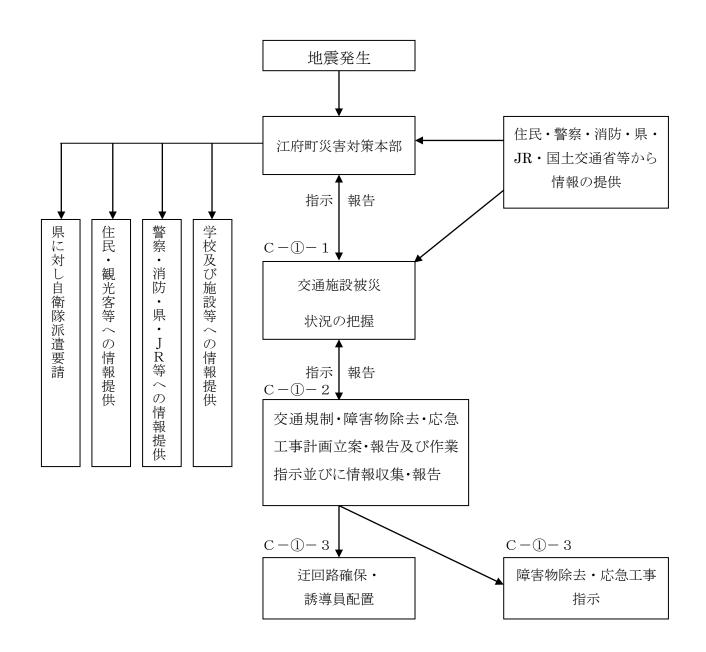
浜本組	75-2336
住田組	75-2520
かわばた	75-3362
コーセン	75-2124

② 許可業者に対し搬出用バキューム車・人員確保を指示 許可業者 (有)いづはら TEL0859-24-0566 FAX0859-24-4728

米子市環境事業公社 TEL0859-37-3051

- ③ 仮設トイレ・運搬車両・設置人員確保及び設置作業指示
- ④ 非常用発電機・運搬車両・設置人員確保及び設置作業指示 鳥取電業(株)米子支店 TEL0859-22-6101
- ⑤ 作業前・作業中・完了の写真撮影の指示

C-① 交通施設災害応急対策計画



C-①-1 交通施設災害応急対策行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備	産業建設課長
	の総括	
第2順位	参事	
第3順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度5強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課	(0859-75-3306)
-------------	----------------

2. 登庁後の業務

(1) 江府町災害対策本部員として本部へ参集

(2) 応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定(応援要請等)

(3) 江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→参事

C-①-2交通施設災害応急対策行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	産業建設課参事
第2順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度5強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859-75-3306)
-------	-------	----------------

- (1) 課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集
- (2)情報の収集・整理並びに報告
- ① 交通施設災害内容等の情報・整理を指示
- (3) 江府町災害対策本部の指示並びに各種情報により交通規制計画
- ① 迂回路の確保
- ② 障害物の除去計画
- (4) 道路遮断等に伴う応急工事計画
- ① 応急工事内容検討
- ② 応援工事に伴う資機材の確保

C-①-3 交通施設災害応急対策行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	課長補佐
第2順位	主幹	
第3順位	主任	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

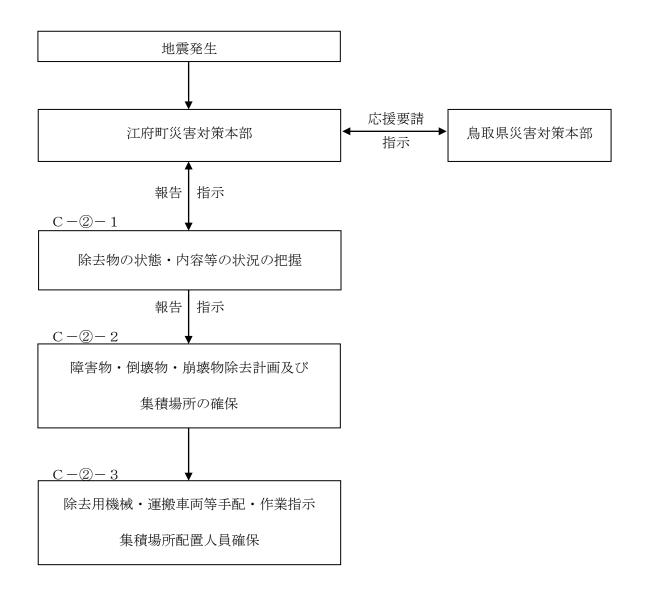
※配備体制表……別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課	(0859-75-3306)
-------------	----------------

- (1)情報の収集・整理並びに報告
- ① 機械資機材の種類・数量・内容等の情報・整理
- (2) 迂回路の確保
- ① 迂回路用看板·交通誘導員手配·確保
- ② 看板設置並びに交通誘導員の配置
- (3) 交通施設障害物除去用機械・オペ・運転手の配置及び資機材の配置
- ① 機械・オペ・運転手の配置・作業指示及び作業着手前・着手中・完了の写真は必ず撮影の指示
- ② 資機材の運搬配置
- ③ 除去障害物集積場所の確保
- (4) 応急工事内容検討並びに施工方法の検討
- ① 工事用機械資機材の準備配置・作業指示及び作業着手前・着手中・完了の写真は必ず 撮影の指示
- ② 必要に応じ建設業協会江府支部の応援要請を本部へ要請

C-② 障害物の除去計画



C-②-1障害物(倒壊物)除去行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備	産業建設課長
	の総括	
第2順位	参事	
第3順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859 - 75 - 3306)
-------	-------	--------------------

2. 登庁後の業務

(1) 江府町災害対策本部員として本部へ参集

(2) 応急対策の検討

江府町災害対策本部において、応急対策の決定(応援要請等)

(3) 江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→参事

C-②-2障害物(倒壊物)除去行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	産業建設課参事
第2順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859 - 75 - 3306)
-------	-------	--------------------

- (1) 課長不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集
- (2)情報の収集・整理並びに報告
- ① 障害物・倒壊家屋・崩壊物等内容の情報・整理を指示
- (3) 江府町災害対策本部の指示並びに各種情報により障害物除去計画
- ① 除去物の集積場所の確保
- ② 除去物撤去に必要な機械資機材の計画

C-2-3 障害物 (倒壊物) 除去行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	課長補佐
第2順位	主幹	
第3順位	主任	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

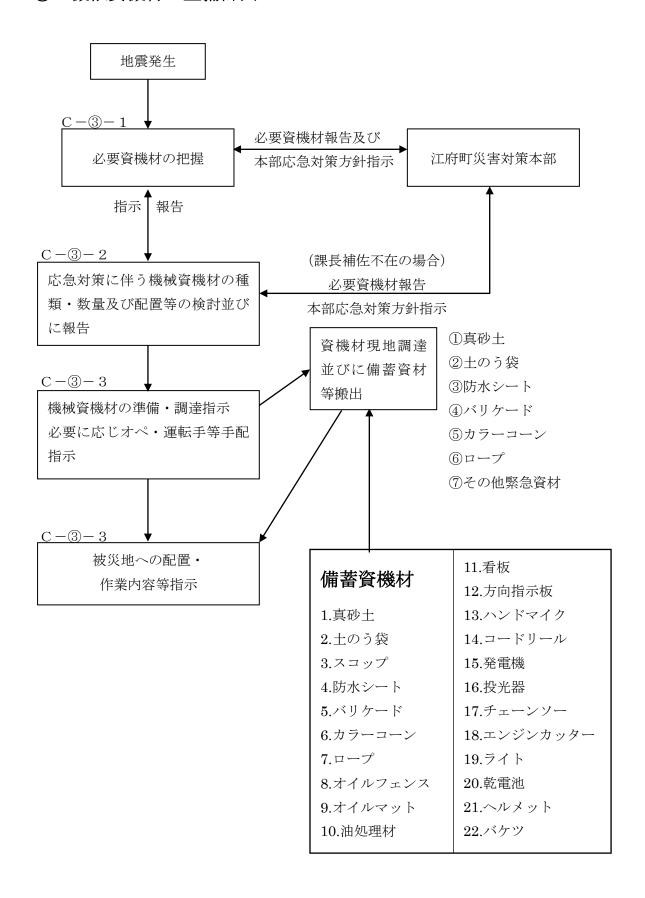
※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859 - 75 - 3306)
-------	-------	--------------------

- (1)情報の収集・整理並びに報告
- ① 障害物・倒壊家屋・崩落物等内容の確認・情報整理・報告
- (2) 除去物の集積場所の確保及び周知
- ① 公有地・私有地等の集積場所の確保
- ② 集積場所並びに除去物の分別等の住民周知
- ③ 集積物確認用人員確保
- (3) 除去用機械・オペ並びに運搬用車両・運転手の配置及び資機材の配置
- ① 機械・オペ・運搬車両・運転手の配置及び作業指示
- ② 除去前・除去中・完了の写真は必ず撮影の指示
- ③ 資機材の運搬配置

C-3 機械資機材の整備計画



C-3-1 機械資機材の整備行動マニュアル

業務	災害対策本部機械資機材整備の総括	産業建設課長
第 2 順位	参事	
第 3 順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先 産業建設課	(0859-75-3306)
-------------	----------------

- (1) 江府町災害対策本部員として本部へ参集
- ① 応急対策の検討江府町災害対策本部において、応急対策の決定(応援要請等)
- (2) 江府町災害対策本部の応急対策決定方針により指示→参事

C-③-2機械資機材の整備行動マニュアル

業務	課内機械資機材整備の総括	産業建設課参事
第2順位	課長補佐	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859 - 75 - 3306)
-------	-------	--------------------

- (1) 不在の場合は、江府町災害対策本部員として本部へ参集
- (2)情報の収集・整理並びに報告
- ① 機械資機材の種類・数量・内容等の情報・整理を指示
- (3)機械資機材の配置の検討
- ① 機械準備及びオペ・運転手等手配調達
- ② 資機材の準備・手配調達
- (4) 他市町村連携備蓄分の応援要請検討
- ① 他市町村の備蓄資機材の把握
- ② 応援資機材の種類・数量の把握

C-③-3機械資機材の整備行動マニュアル

業務	機械資機材整備の総括	課長補佐
第2順位	主幹	
第3順位	主任	

1. 発生直後から登庁まで

配備の基準	登庁の要否	配備体制	本部体制
震度3又は震度4	自宅待機	第1配備	災害警戒本部
震度5弱又は震度5強		第2配備	
震度 5 強以上	直ちに登庁	第3配備	災害対策本部
町長が必要と認めたとき		非常配備	

※配備体制表…別紙

※ 直ちに登庁できない場所にいる場合、所在と登庁見込を連絡する。

役場連絡先	産業建設課	(0859-75-3306)
-------	-------	----------------

- (1)情報の収集・整理並びに報告
- ① 機械資機材の種類・数量・内容等の情報・整理
- (2)機械資機材の配置及び作業計画
- ① 機械準備及びオペ・運転手等手配調達・作業内容検討
- ② 資機材の準備・手配調達配置計画立案
- (3)機械・オペ・運転手の配置及び資機材の配置
- ① 機械・オペ・運転手の配置及び作業指示
- ② 資機材の運搬配置
- (4) 備蓄資機材の配置計画
- ① 備蓄資機材の準備・搬出・配置
- (5) 他市町村連携備蓄分に対する要請計画
- ① 町内不足分の機械資機材の把握
- ② 他市町村連携備蓄分の種類・数量の確認

江府町防災マニュアル

発行日 令和4年1月発 行 鳥取県 江府町

〒689-4401

鳥取県日野郡江府町大字江尾 1717 番地 1

TEL: 0859-75-2211 FAX: 0859-75-2389

企画・編集 江府町 総務課